

【川崎市】

端末整備・更新について

(令和8年3月11日時点)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	103,156	102,058	101,193	99,349	97,636
② 予備機を含む整備上限台数	0	117,366	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	101,702	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	101,702	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	5,203	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	5,203	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	5.1%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新の考え方)

小・中学校及び特別支援学校(小・中等部)においては、令和2年度末に端末の整備をリース契約で行った。現行の端末については、令和7年度末でリース期間が満了するが、再リース契約を行って利用期間を延長し、令和8年度に更新する予定

更新する端末の整備は、リース契約で行う予定であり、契約等は令和7年度に行い、令和8年度の端末の入替に向けた準備等を進めていく。(契約等を令和7年度に行うことから表では令和7年度に台数等を記載している。)

予備機は、故障等における代替機としての利用を見込んだ台数を整備する。教職員分は補助対象(基金事業)ではないため、記載していない。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：117,058台(Chromebook 116,356台、iPad 702台)

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者による再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者による再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他(リース契約のため、契約期間終了後は端末を現行のリース業者に返却する) : 117,058台

○端末のデータの消去方法

- ・現行のリース業者が行う

○スケジュール(予定)

令和7年度 更新する端末のリース契約締結

令和8年9月 更新する端末の使用開始

令和8年9月 現行のリース業者に使用済端末を返却し、データの消去を行う(一部端末は令和10年度まで再々リース契約を行う。)